

保護者のみなさまへ

「三重県PTAこども総合保障制度」 のご案内

平素より、PTA活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年度より、市内の小・中・義務教育学校では、1人1台タブレット端末が配備され、子どもたちはタブレット端末を用いた学習に取り組んでいます。

令和4年度からは、津市「タブレット端末活用ルール」が一部改定され、タブレット端末の持ち帰り等の際に、ご家庭においてタブレット端末が破損等した場合の修理費用については、保護者負担となることが案内されています。

また、登下校中や学校内においても、重大な過失や、予見できる行動による破損については保護者負担となります（詳しくは裏面をご確認下さい）。

タブレット端末は破損時の修理費用が5万円以上となることが多く、津市PTA連合会としては津市から貸与されるタブレット端末が補償対象となっている「三重県PTAこども総合保障制度」へのご加入をおすすめしています。

また近年増加するSNSトラブル等にも対応した「トラブル被害対応補償」が全てのプランにセットされています。



「三重県PTAこども総合保障制度」の
お申し込みにつきましては、
4月はじめに学校から児童生徒に配付される、
案内パンフレットをご確認下さい。

※すでにご加入の在校生の方については、自動更新
されますので、改めてのご加入手続は不要です。

津市PTA連合会

事務局

津市半田 3438-88 TEL 059-271-6281
(火曜～金曜 9:00～12:00)

津市「タブレット端末活用ルール」

タブレット端末破損にかかる修理について

児童生徒が利用しているタブレット端末の破損に対する修理について、
下記の場合は保護者負担となります。

修理が 保護者負担 となる場合

- ①タブレット端末の破損が予見できる行動をしていたとき
- ②故意と認められる場合
- ③重大な過失と認められる場合
- ④各家庭において発生した事案・故意、過失によりタブレット端末が利用出来なくなった場合（使用に支障をきたしたり、今後使用できなくなる恐れがあったりする場合等も含む）

保護者負担となる具体例

① 学校内において保護者負担となる具体例

- ① 不適切な場所で走ったり遊んだりして、タブレット端末を破損させた。
- ② 保護ケースのファスナーの閉め方が不十分で、タブレット端末を落下させた。
- ③ 液晶画面とキーボードの間に物を挟んだままタブレット端末を閉じた。
- ④ キーボードのキートップを意図的に外した。
- ⑤ 友達とふざけ合っていてタブレット端末を破損させた。
- ⑥ 友達にちょっかいをかけてタブレット端末を破損させた。
- ⑦ 故意にタブレット端末を破損させた。

② 登下校中において保護者負担となる具体例

- ① タブレット端末が入ったカバンを落下させた。
- ② カバン内で水筒や充電器等が接触し、タブレット端末を破損させた。
- ③ 飲食物等をこぼし、タブレット端末を浸水させた。
- ④ 通学路ではない場所に寄り道をしたときに破損させた。
- ⑤ 自転車または本人が転倒し、破損させた。



- ③ 家庭内においては、保護者負担でお願いします。

津市PTA連合会では、下記の「三重県PTAこども総合保障制度」へのご加入をおすすめしています。ただし、ご加入いただいた場合も、『故意による破損』など補償対象外となる場合もあります。また、タブレット端末は導入より4年が経過しており、修理費については市場販売価格から減価償却した価格（時価）が補償限度額となります。詳しくは、保険案内と同封されています、重要事項説明書にてご確認ください。

※すでにご加入の在校生の方については、自動更新されますので、改めてのご加入手続は不要です。

「三重県PTAこども総合保障制度」について



皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素からPTA活動にご配慮をいただき、ありがとうございます。お子さまの安心安全の為、「こども総合保障制度」の加入をお勧めしています。

左記パンフレットが4月はじめに学校から配付されます。

お子様のおケガの補償以外に

下記の①、②にも対応しております。

- ① 自転車条例の自転車損害賠償責任保険等への加入義務化
- ② GIGA スクール構想における貸与端末の破損・紛失・盗難

GIGAスクール構想による学習端末（タブレット）の家庭使用における破損・紛失・盗難事故により、法律上の損害賠償責任が生じた場合も、総合保障制度の個人賠償責任補償（受託品賠償責任補償）で補償されます。

動画でわかる
保障内容は
こちら！



三重県PTA連合会

学 校 貸 与 端 末 破 損 対 応

破損



紛失



盗難



注）学習端末に関する破損・紛失・盗難に対応する補償がある保険は限られています。対応ができていない当総合保障制度の加入をご検討下さい。修理費については、市場販売価格から減価償却した価格（時価）が限度となります。